

## 5 山口県の肝炎医療費助成制度等

### ■概要

この事業は、B型・C型ウイルス性肝炎の患者さんにインターフェロン治療費、B型ウイルス性肝炎の患者さんに核酸アナログ製剤治療費を助成するものです。助成期間は、患者さんお一人につき原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。

### ■対象者

山口県在住で医療（健康）保険に加入する下記に該当する方のうち、認定基準を満たす方。

- B型・C型ウイルス性肝炎で、根治を目的とするインターフェロン治療を受けている方、または治療予定の方。（肝がんの合併のないもの）
  - B型ウイルス性肝炎で核酸アナログ製剤治療を受けている方、または治療予定の方。
- ※インターフェロン治療のうち、少量長期投与については助成の対象となりません。

### ■助成内容

助成対象となる治療費（保険診療分）について、窓口での負担が本助成制度で定める自己負担限度月額を超えた場合に公費で助成を行います。この自己負担限度月額は、患者さんの世帯の所得状況により下記のとおりとなっています。

| 階層区分 | 世帯全員の市町村民税（所得割）の合計額 | 自己負担限度額（月ごと） |
|------|---------------------|--------------|
| 甲    | 235,000円以上          | 2万円          |
| 乙    | 235,000円未満          | 1万円          |

※山口県では受給者の概ね9割の方が月額自己負担額1万円となっております。

### ■助成期間

助成期間は、患者さんお一人につき原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。

- ※C型肝炎のインターフェロン治療については、特定の条件を満たす場合に、6ヶ月間の延長や、2回目の制度利用が認められます。
- ※B型肝炎のインターフェロン治療については、特定の条件を満たす場合に、2回目の制度利用が認められます。
- ※B型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療については、更新が可能です。

### ■受給者証の交付申請

本助成制度による助成を受けるには、[あらかじめ受給者証の交付申請\(申請書類等は次頁参照\)を行い、県の認定協議会の審査で認定されることが必要です](#)。治療中の方、これから治療を受けられる予定の方は、主治医とよく相談の上、必要書類を揃えて、申請窓口である、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）へ申請してください。

## 【交付申請に必要な書類】

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書(治療ごとに所定の様式)
  - ② 医師の診断書(治療ごとに所定の様式)
  - ③ 患者さんのお名前が記載された医療(健康)保険証のコピー
  - ④ 患者さんと同一の世帯に属する方全員が記載された住民票等の写し
  - ⑤ 患者さんと同一の世帯に属する方全員の市町村民税課税証明書の写し
- ①～⑤の書類を揃えて、もよりの健康福祉センターに提出してください。

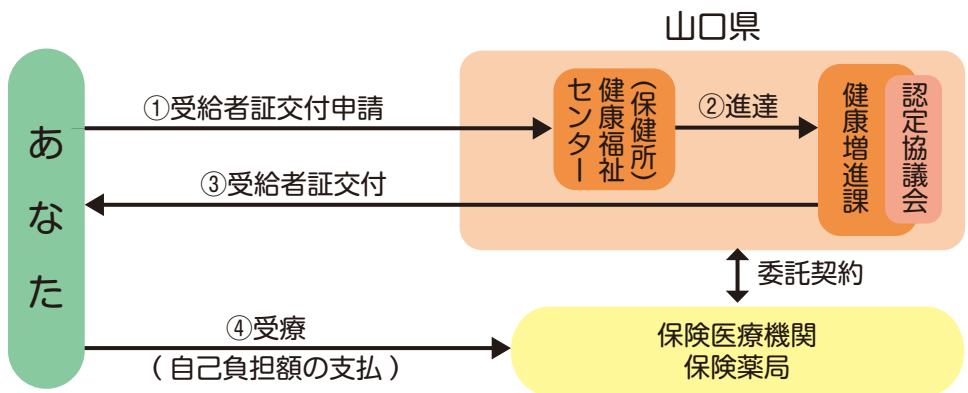
※また、同一の世帯に属する方について、特定の条件を満たす場合には、市町村民税の合算対象から除外することが可能です。この場合には、別途申請書・添付書類が必要となりますので、健康福祉センターにお問い合わせください。

上記のうち①申請書、②診断書の様式は健康福祉センター窓口にあります。  
また、山口県ホームページ (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/index/>)  
からも様式を入手できます。

## ■お問い合わせ先

助成制度に関するお問い合わせやご相談については、もよりの健康福祉センターで承っています。(P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください)

## ■受給者証交付手続きの流れ



## 肝炎治療費助成 Q & A

### Q. 受給者証の申請から交付までどのくらい時間がかかりますか？

**A.** 本助成制度による助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付申請を申請窓口であるもよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）に申請し、県の認定協議会の審査で認定されることが必要です。

申請から認定協議会で認定され、お手元に受給者証が届くまでには概ね、1～2ヶ月の期間を要します。有効期間の始まりは、申請月の初日又は治療予定月の初日からとなっています。

治療中の方、これから治療を受けられる予定の方は主治医とよく相談の上、申請してください。



### Q. 医療費助成制度は何度も受けることができますか？

**A.** B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療については、原則、お一人につき1回、1年以内で治療予定期間に即した期間の助成となります。ただし、一定の基準を満たす場合には6ヶ月の延長や2回目の助成を受けることができます。

また、B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続を必要と認めた場合には、受給者証の更新が行えます。

### Q. 医療機関や薬局を変更したいのですが？

**A.** 医療機関や薬局は受給者証に記載のあるものしか対象となりません。

よって、医療機関や薬局の変更や追加がある場合は、変更届をもよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）に提出してください。

その他、住所の変更や自己負担額の階層区分の変更についても、同様に変更届を提出する必要があります。

## Q. 受給者証の申請は郵送でも可能ですか？

- A. 受給者証の交付申請は、原則、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）窓口で申請してください。  
ただし、B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療の**更新**については、郵送によることも可能です。  
その際は必要書類を揃えて、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）へ申請してください。

## Q. インターフェロン治療等による副作用に対する治療は助成の対象となりますか？

- A. インターフェロン治療等による副作用が発生した際には、当該治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療について、受給者証の認定期間中に限り、助成の対象となります。  
よって、インターフェロン治療等を中断して行う副作用に対する治療は助成の対象となりません。

## ～肝炎治療受給者証の交付を受けられた方へ～

受診に際しては、受給者証に記載されている医療機関・薬局において、**必ず受給者証を提示し**、「自己負担限度月額管理票」へ支払った対象医療費の額を記載してもらってください。

また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続を必要と認める場合、肝炎治療受給者証の更新申請をすることができます。

更新は、現受給者証の有効期間満了日までに申請をする必要があり、有効期間満了後に申請された場合は、治療費助成の対象外となる期間が発生しますので、ご注意ください。

## その他の助成制度等

### ～特定疾患治療研究事業について～

国が指定した疾患について、医療及び介護費用の自己負担の全部または一部を公費負担しています。(ただし、症状の程度により該当しない場合もあります)ここでは、肝臓の障害に関する特定疾患のみをご紹介します。

- 対象者：**次の疾患ごとに、国が定めた認定基準に該当する方。  
サルコイドーシス、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、アミロイドーシス、原発性胆汁性肝硬変(症候性)、重症急性膵炎、バッドキアリ症候群、ライソゾーム病、ミトコンドリア病等。
- 窓 口：**もよりの健康福祉センター(下関在住の方は下関市立下関保健所) 問い合わせ先は、P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください。

### ～肝臓機能障害に係る身体障害者手帳の交付について～

平成22年4月より身体障害者手帳の交付対象に、肝臓機能障害が加わりました。身体障害者手帳は、身体障害者認定基準に該当する方に対し交付されるものであり、手帳の交付により各種サービスや運賃割引、税金の減免などを受けることができます。

- 対象者** 身体障害者認定基準に該当する方。  
(対象となるかは、専門医療機関の専門医とご相談ください。)
- 窓 口** お住まいの市町障害福祉担当課  
問い合わせ先は、P21「7 相談窓口等」の項をご参照ください。